

道路除草業務委託契約書

- 1 委託業務の番号・名称 第26-41380-0174号
道路除草業務委託（道維・維補）
- 2 委託業務箇所 いわき浪江線外
いわき市平泉崎字火ノ宮地内外
- 3 履行期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 4 業務委託料 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也）
- 5 契約保証金 金 円也

上記の委託業務について、発注者 福島県 と受注者 は、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

- 第1条 受注者は、別冊設計図書及び仕様書に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了し、仕様書に示した報告書を発注者に提出しなければならない。
- 2 設計図書及び仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、受注者は発注者の指示に従うものとする。
- 3 受注者が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて、その旨を発注者に届け出なければならない。

（契約の保証）

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行による生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項及び第7項の規定は、発注者が、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条の規定により契約保証金を免除した場合（同条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。）は適用しない。
- 4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。
- 5 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第17条の2第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 6 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 7 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 8 契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を、発注者の承諾なしに、譲渡し、承継させてはならない。

（一括再委託等の禁止）

- 第4条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
 - 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（監督員）

- 第5条 発注者は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員をおくことができる。
- 2 発注者は前項により監督員をおいたときは、監督員の職及び氏名を受注者に通知しなければならない。
 - 3 監督員は、この契約並びに設計図書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、次条第1項に規定する主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

- 4 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

（主任技術者）

- 第6条 受注者は、業務における技術上の一切の事項を処理する主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

（委託業務内容の変更等）

- 第7条 発注者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。

この場合において委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者及び受注者は協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害をうけたときは、受注者は発注者に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害の賠償額については発注者及び受注者は協議して定める。

（受注者の請求による履行期限の延長）

- 第8条 受注者は、天災その他その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完成することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長期限は発注者及び受注者は協議して定める。

（損害負担）

- 第9条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む）のため必要を生じた経費は受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者及び受注者は協議して定める。

（完了検査）

- 第10条 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して完了報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に、提出された報告書について必要がある場合は現地検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

（委託料の支払）

- 第11条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払の請求をすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

（前金払）

- 第12条 受注者は、業務委託料が50万円以上の場合に限り、委託料の額の10分の3以内の額（1万円未満の端数があるときには端数は切り捨てる。）の前払金の支払を

発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

(履行期限の延長及び遅延利息)

第13条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を受注者に通知するとともに当該期間の延長に関する契約を受注者との間に締結するものとし、受注者は、これに応ずるものとする。

- 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限(第7条第1項及び第8条の規定による履行期限の変更があったときはその期限とする。)から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)とする。

- 4 発注者の責めに帰すべき事由により第12条第2項の規定による委託料の支払が遅れたときは、受注者は発注者に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の遅延利息の支払の請求をすることができる。

- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。

(任意解除権)

第14条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第16条又は第16条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(催告による解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内に委託業務が完了しないとき、又は委託業務を完成する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(催告によらない解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の成果の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受

注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (2) 前号に掲げるほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (5) 前4号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと発注者が認めるとき。

(談合その他不正行為による解除)

第16条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第1項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(談合その他不正行為に伴う損害賠償の予約)

第17条 受注者は、第16条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、支払い済金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 第16条の2第1項第1号又は第2号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合。
- (2) 第16条の2第1項第3号のうち、受注者に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金を超える場合において、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 発注者は、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第1項の責任を負うものとする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第15条、第16条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がこの債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(第16条第3号及び第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(秘密の保持)

第18条 受注者は委託業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第19条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。

ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約外の事項）

第20条 この契約に定めない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、発注者及び受注者は協議して定める。

（紛争の解決方法）

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

【書面契約による場合】

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

【電子契約による場合】

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっては、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

（注 当該契約の方法に応じて、選択的に適用する。）

令和 年 月 日

発注者 福島県
福島県いわき建設事務所長 栗田 豊己

受注者